

昭和二十七年政令第四百五号

産業教育振興法施行令

内閣は、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第九条、第十五条第一項、第十六条、第十八条及び第十九条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 産業教育振興法（以下「法」という。）第十五条第一項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

（施設及び設備の基準）

第二条 法第十九条第一項において読み替えて準用する法第十五条第一項第一号に掲げる私立の高等学校における産業教育のための実験実習の施設及び設備に係る同項の政令で定める基準は、当該高等学校において開設される科目の属する別表第二欄に掲げる科目群に応じ、当該科目群の教育のため通常必要な同表第三欄及び第四欄に掲げる施設及び設備が整備されていることとする。

2 前項の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の高等学校とみなす。

3 別表に定める基準に関する細目及び同表第二欄に掲げる科目群に属する科目については、中央教育審議会の議を経て、文部科学省令で定める。

（短期の産業教育に係る国の補助の基準）

第三条 法第十六条の規定（法第十九条第一項において準用する場合を含む。）による国の補助は、次に掲げるものについて行うものとする。

一 高等学校の定時制の課程又は別科における技能教育を主とする産業教育で、その教育期間が一年から二年までのもの。

二 中学校又は高等学校において社会教育として行う技能教育を主とする産業教育で、その授業時間が一年間に百時間以上のものである。

（国の補助の割合等）

第四条 法第十五条又は法第十六条の規定により国が補助する場合の補助の割合は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ、当該各号に定める割合とする。

一 法第十五条第二項第一号の施設又は設備の充実に要する経費 三分の一

二 法第十五条第二項第二号の中学校の設備に要する経費 二分の一

三 法第十五条第二項第二号の高等学校の設備に要する経費 三分の一

四 法第十五条第二項第二号の研究を行うために必要な経費（施設又は設備に要する経費を除く。）全部

五 法第十五条第二項第三号の現職教育を受ける者に支給すべき旅費 三分の一

六 法第十五条第二項第三号の現職教育に必要な研究費 全部

七 法第十五条第二項第四号の経費 三分の一。ただし、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた経費については、二分の一

八 法第十六条の高等学校の設備に要する経費 三分の一

2 法第十九条第一項において読み替えて準用する法第十五条第一項の規定により私立の高等学校における産業教育のための実験実習の施設又は設備の整備に要する経費を国が補助する場合の補助の割合は、当該施設又は設備を第二条第一項に規定する基準にまで高めるために必要な経費の三分の一とする。

3 法第十九条第一項において読み替えて準用する法第十五条第二項及び第十六条の規定による私立学校に関する国の補助については、第一項の規定を準用する。

4 第一項各号（前項において準用する場合を含む。）に掲げる経費及び第二項に規定する経費の算定の基準は、この政令（この政令に基づく文部科学省令を含む。）で定めるもののほか、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

（補助金の交付申請書の写しの送付）

第五条 市町村（特別区を含む。）長又は学校法人の理事長は、法第十五条又は法第十六条（それぞれ法第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による補助金で大学又は高等専門学校に係るものの交付申請書を文部科学大臣に提出する場合には、その写しを、大学又は私立の高等専門学校に係るものについては都道府県知事に、公立の高等専門学校に係るものについては都道府県教育委員会に、それぞれ送付するものとする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 中央産業教育審議会令（昭和二十六年政令第二百三十九号）は、廃止する。

附 則（昭和二十八年三月三十一日政令第五八号）

この政令は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十八年八月八日政令第十七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十九年三月三十一日政令第四〇号）

この政令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年六月三十一日政令第二二二号）抄

1 この政令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年四月一日政令第九八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年二月二十六日政令第四二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年六月三十一日政令第二〇六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の産業教育振興法施行令別表第一から別表第五までの規定中設備の基準の部分は、昭和三十三年四月一日以後当該基準にまで高めようとした場合について適用し、これらの規定中施設等の基準の部分は、昭和四十一年四月一日以後当該基準にまで高めようとする場合について適用し、同年三月三十一日以前当該基準にまで高めようとした場合については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十四年六月三十一日政令第二一〇号）抄

1 この政令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年七月一日政令第二六三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年二月二十二日政令第三三二二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の産業教育振興法施行令の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

3 昭和五十一年三月三十一日以前に国が交付し、又は交付することとした昭和五十年年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年六月二十八日政令第二二九号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月十八日政令第一二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月三十一日政令第二〇六号）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の産業教育振興法施行令の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 平成五年度以前の年度の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金（平成五年度の国庫債務負担行為に基づき平成六年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年二月十六日政令第四二二号）抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年六月七日政令第三〇八号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十三年三月三十一日政令第一四四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三条から第五条までの規定は、平成十三年年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用する。

附 則（平成一十七年三月三十一日政令第一〇六号）抄

1 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一十八年三月三十一日政令第一五一号）抄

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二十二日政令第五五号）抄

1 この政令は、平成十九年三月二十二日政令第五五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

[illegible]

二 流通・計量	データ処理用機器、計量・計
十 経営に経営総測用機器、光学機器、製図用	器、冷蔵・冷凍用機器、通信
二 に関する合実習室	用機器、展示用機器、簿記・ 會計用機器、空気調和設備、 視聴覚教育用機器及び机・戸 棚類
二 国際経済国際経	データ処理用機器、通信用機
三 済に関する総合実習室	器、展示用機器、語学演習用 機器、空気調和設備、視聴覚 教育用機器及び机・戸棚類
二 水産・水産・工作用機器、車両、通信用機	器、漁船、舟艇、技業用機器、
四 海洋基海洋基器、漁船、舟艇、技業用機器、	礎に關總綜合水質維持用機器、空氣充てん 用機器、潜水安全監視用機器、 蘇生用機器、水中作業用機器、 上船用機器、船舶属具、海洋 実習用機器、視聴覚教育用機 器及び机・戸棚類
二 海洋漁海洋漁	データ処理用機器、計量・計
十 業に關業總合測用機器、光学機器、模型・冷	五 する科実習室標本、試験用機器、冷蔵・冷 目群及ぶ実凍用機器、原動機、観測用機 習船器、魚具製作用機器、生物採 集用具、生物飼育装置、生 物実験用機器、航海実習用機 器、航海計器、視聴覚教育用 機器及び机・戸棚類
二 栽培漁栽培漁	データ処理用機器、計量・計
十 業に關業總合測用機器、光学機器、車両、	六 する科実習室冷蔵・冷凍用機器、ボイラ、 目群搬送用機器、観測用機器、飼 育管理用機器、食品加工用機 器、実験用機器、漁船、漁場 造成用機器及び視聴覚教育用 機器
二 被服に被服縫	データ処理用機器、計量・計
七 科目群室	器、模型・標本、被服製作 用機器、被服実験用機器、環 境構成用機器、手芸用機器、 視聴覚教育用機器及び机・戸 棚類

二	食物・食物・計量・計測用機器、光学機器
十	調理に調理総化学実験用機器、調理用機器
八	関する合実習視聴覚教育用機器及び机・戸棚類
科目群室	
二	保育・保育・計量・計測用機器、模型・標
十	福祉に福祉総本、保育用機器、介護用機器、
九	関する合実習楽器、視聴覚教育用機器及び
科目群室	机・戸棚類
三	看護に看護総計量・計測用機器、光学機器、
十	関する合実習模型・標本、ボイラ、化学実
科目群室	験用機器、看護用機器、消毒
	用機器、視聴覚教育用機器及
	び机・戸棚類